

## 届出が必要な加算等及び添付書類(介護予防支援)

- ・加算の算定要件については、厚生労働省告示等に示されていますので、各自で確認してください。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2)及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-2-2)の他に以下の添付書類を提出してください
- ・この表に記載されている添付書類以外にも、書類の提出を求めることがあります。

サービス名	届出が必要な加算等	添付書類	※既存算定事業所に係る 令和6年4月以降取扱い
介護予防支援	地域包括支援センター(施設等の区分) ※R6年度新設	なし	届出不要
	居宅介護支援事業者(施設等の区分) ※R6年度新設	なし	指定申請時に併せて届出が必要
	(居宅介護支援事業者のみ) 特別地域加算	※札幌市は該当しない加算	
	(居宅介護支援事業者のみ) 中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	※札幌市は該当しない加算	
	(居宅介護支援事業者のみ) 中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	※札幌市は該当しない加算	